



中国のWTO加盟と外国人料金

上海事務所 板橋 正

はじめに

中国の WTO（世界貿易機関）加盟が遅れている。WTO は GATT ウルグアイランド後の 1994 年 4 月に設立が合意され 1995 年 1 月 1 日に発足した、新しい世界貿易の枠組みを提供する組織である。WTO は GATT 締約国は自動的にそのメンバーとなることになっており、96 年 7 月末現在で 122 の国と地域が加盟している。このメンバーリストの中に中国はない^(注1)。中国は 1986 年から GATT 復帰を申請し、WTO 発足後の 1995 年 12 月には改めて WTO への加盟を申請したが、実現していないのである。近年これほどの経済成長を遂げ、経済力を背景とした発言力も次第に強まっているのにもかかわらず、WTO には加盟できていないのである。これには、一部西側先進国による中国に対する警戒感も原因とされているが、中国側にも輸出入に関する数量制限や一部商品に対する高関税、知的財産権保護など問題は数多くある。そのうちの一つが外国人料金の存在である。これは WTO の内国民待遇原則に反しており、中国政府がよく使う「平等互恵（＝平等互恵）」にも反する現象であり、早期の改善が求められる問題である。本稿ではまず中国と GATT、WTO の歴史的な関わりを紹介し、続いて WTO 加盟の障害となっている外国人料金の実態の数々をご紹介

したい。

（注1）隣接地域である香港（英領）・澳門（マカオ、ポルトガル領）は GATT 締約国として WTO 発足と同時にメンバーとなっている。また台湾は 1990 年に加盟申請しているが、未加盟である。

I GATT への「復帰」

中国は一貫して GATT に関しては「復帰」という言葉を用いてきた。中国語では略して「復閑」つまり「関税と貿易総協定」に「復する」と書く。これは以下の事情によるものである。

第 2 次世界大戦終結後の 1948 年 4 月 21 日に中華民国を含む 23 カ国が「関税と貿易総協定臨時適用議定書」に署名、同年 5 月 7 日に正式に GATT の締結国となった。この段階で中国（中華民国）は GATT に最も早く加盟した国となっていた。しかし、1949 年 10 月 1 日の中華人民共和国成立と 1950 年 3 月の台湾当局の GATT 脱退通告によって、中国と GATT との関係はとぎれることになる。台湾当局は大陸中国が GATT の関税交渉によって実行される関税引下げの恩恵を受けることに反発して脱退を決めたのだ、とされている。（「世界貿易組織総論」より）この台湾当局の GATT 脱退通告については、中華人民共和国を支持する一部 GATT 加盟国からその妥当性に疑義がだされるなどの問題もあったようだが、GA

TT 事務局は脱退を認めた。その後 1971 年に国連総会において「中華人民共和国の国連での権利を回復する」という 2758 号決議がなされるに至って、1965 年に台湾当局が取得した GATT のオブザーバー資格が取り消され、中国政府の GATT との関係が復活することになった。しかし当時の中国は文化大革命の最中という国内事情と、「GATT の複雑な規定について理解していなかったため」（「世界貿易組織与中国外貿新体制 100 題」）GATT 復帰に向けた努力をしてこなかった。

ようやく 1980 年代に入り、中国の対外開放政策が定着し輸出を中心とした対外貿易への依存度が高まるに従って、GATT 復帰の気運が盛り上がりてくる。特にアメリカによる対中最恵国待遇の更新が毎年いろいろな交渉のカードに使われたり、保護貿易主義や非関税障壁によって被る不利益から保護されない、といった状況から中国の利益を守るために GATT への早期復帰が必要だと判断されるようになったのである。1981 年に中国はまず「紡績品委員会」においてオブザーバーの資格を得、84 年 11 月には GATT 理事会への出席資格を得た。そして 1986 年 7 月に正式に GATT 復帰を申請したのである。

II WTO 加盟にあたっての問題点

GATT 復帰申請後、95 年 1 月 1 日の WTO 設置によって中国の「GATT 復帰」は「WTO 加盟」へと変わることになった。既述のように現在 WTO への加盟は実現していないのだが、この原因について中国側の見方をいくつか以下に紹介してみたい。

1. 「発展途上国」としての加盟

一部の国は「先進国」としての加盟をすすめようとしているが、これは現実とは合致しない。経

済的にみると 94 年の一人当たり GNP は 400 米ドル足らずで、例えば購買力平価で換算した一人当たり GDP も 2100 米ドル余りであって、「先進国」待遇になったばかりの台湾（14000 ドル）や香港（20100 ドル）には遠く及ばない。何をもって「先進国」とするのかわからない、という主張である^(注2)。

（注2）先進国としての加盟と発展途上国としての加盟では、例えば諸規制の撤廃のタイムリミットに違いがあり、発展途上国に対しては長い猶予期間が与えられる、といった点が異なる。

2. 交渉の複雑化

まず関税引下げについては、交渉開始時点の中国の関税レベルが他国に比べて高かったため、すでに引下げを数回実施しているものの、依然絶対値で高い水準にある。（先進国は平均 3.7 %、発展途上国は約 11 %に対し、中国は約 17 %）また、それまで GATT における交渉の焦点は関税と非関税障壁であったのだが、ウルグアイラウンドから農産物やサービス貿易についても交渉の対象となつたことから、交渉に時間を要することになった。

3. ある国の妨害

ある国は自国の利益拡大のために過大な要求をし、中国の加盟を妨害している。典型的な例としては、

- (1) 中国は 700 項目余りある非関税障壁のリストについて、600 余りの項目を撤廃するタイムスケジュールを提出したが、全てを撤廃するように要求している。
- (2) 農業分野について、中国は某国の黒穂病をもつ小麦の輸入を海南省から輸入することに同意したのに、某国は全ての港からの輸入を認めるよう求めている。
- (3) サービス分野では、通信・旅行・海運・銀

行・保険などの対外開放を進めているが、某国は沿海都市だけでなく、国内全面開放を求めている。

III 外国人料金の実態

さて、中国側の主張はさておき、WTO のルールにそぐわない、ということで各国から問題点として指摘されている「外国人料金」の実態はどのようなものなのだろうか。以下に上海で日常よく目にする外国人料金の実例を紹介する。

1. 航空運賃

国内運賃表は規定料金だけが公表されているのだが、中国公民には無条件で3～4割引が適用されている。(また航空会社によっては、学生の休みの時期に学生や教師を対象にして「里帰り割引」を実施するところもある) サービスには全くなんの違いもないのに、ただ外国人(中国公民でない)というだけで高い金額を支払わねばならない。但し、国際線には割引はないようだ。具体的には表1の通りである。

表1

		規定料金 (A)	割引料金 (B)	B/A (%)
国 内 線	上海-北京	1,100元 (14,850円)	730元 (9,855円)	66.4
	上海-広州	1,220 (16,470)	920 (14,420)	75.4
	上海-重慶	1,420 (19,170)	990 (13,365)	69.7
	上海-ウルムチ	3,250 (43,875)	2,030 (27,405)	62.5
国 際 線	上海-香港	1,910元 (25,785円)	1,910元 (25,785円)	100.0

*いずれも片道、日本円は1元=13.5円で換算(以下同じ)

2. ホテル料金

ホテルが公表している料金表(タリフ)はもちろん一物一価で一本ではあるが、ここにも中国人割引がある。部屋のグレードも同じ、受けるサービスももちろん同じ。(但し、中国人には低層階があてられる場合が多いようだ。) 料金だけが異なっている。

表2

	外国人 (A)	割引料金 (B)	B/A (%)
Aホテル (米系、5つ星)	200米ドル (22,400円)	988元 (13,338円)	59.5
Bホテル (米系、5つ星)	230 (25,780)	888 (11,988)	46.5
Cホテル (中国系、5つ星)	190 (21,280)	888 (11,988)	56.3
Dホテル (日系、5つ星)	210 (23,520)	なし	—
Eホテル (香港系、4つ星)	175 (19,600)	なし	—

*いずれもシングルルーム、税別 1ドル=112円で換算

3. 入場料

博物館や庭園・寺院などの名所旧跡において、「内国人○○元、外賓××元」となっているケースが大変多い。外賓とは外国の賓客ということで、妙に丁寧な呼び方になっている。次に数少ない上海市内の名所旧跡その他観光地の入場料金を紹介しよう。

表3

	外国人	内国人	備考
龍華寺	9元(122円)	2元(27円)	三国時代(3世紀頃)建立、40mの塔あり
豫園	15(203)	8(108)	明代の庭園
玉佛寺	15(203)	5(68)	19世紀後半創建の掸宗寺院、玉の仏像あり
一大会址	3(41)	1(14)	中国共産党第1回大会の開催地
鲁迅記念館	4(54)	1.5(20)	上海で営むを過ごした作家魯迅の記念館
孫中山故居	7(95)	5(68)	建國の父、孫文の晩年の住まい
宋慶齡故居	7(95)	5(68)	孫文夫人の宋慶齡が1948年以降住んだ所
上海歴史博物館	15(203)	7(95)	
靜安寺	2(27)		三国時代建立、仏殿と山門のみが残る
上海博物館	20(270)		95年末に新館に移転
東方明珠テレビ塔	50(675)		高さ463mアジア最大のテレビ塔
上海動物園	6(81)		同左
上海植物園	3(41)		
上海野生動物園	50(675)		今年オープン、動物が放し飼いになっている

但し、中国駐在外国人については、昨年より徐々に「外国人居留証」を提示すれば内国人と同じ料金で入場できるようになってきた。

4. 税 金

これは厳密には差別があるわけではなく、外国人（外国企業）に対してより厳格な徴税が実態的に行われていることを指している。特に個人所得税については毎月給与明細書の提出が求められ、その額に応じた課税が行われている。翻って内国人については、各企業は税金対策のために課税対象となる「給与」については課税最低額未満の金額に抑え、課税対象外の「手当」として別途現金で渡す例が多い。この結果個人所得税は課税を免れる場合がある。

また法人所得税については、最近中国国内の企業から、「我々の法人税率は 33 %なのに外資系企業は 15 %で不当に優遇されている。これは WTO の原則にあわないので、WTO 復帰のためにもこの格差を是正すべきである。」という意見がでている。一見すると正しい論のように感じられようが、これは大きな誤りである。WTO のルールが禁じているのは、「外資を内資にくらべて不当に差別すること」なのであって、外資導入のために外資に税制などの面で優遇することは全く問題ないのである。当地で開かれた日系企業を対象としたセミナーで WTO 問題専門家であるはずの先生がこの誤った論理を平然と述べていた。確かに国内企業とのバランスという意味では問題なのだが、「国内資金が不足しているから外資を導入する、そのための投資環境を整えるために税制その他の面で外資を優遇する」というのは経済発展のために取られた一つの施策であり、それがゆえに中国は現在の高度な経済成長を享受しているのである。無論外国資本に対する政策変更はあっても当然であるが、それは過去の外資導入のために定めた各法や内国企業に対する法人税法などとの整

合性をとりながら実行されるべきものであり、「WTO 加盟のために」という誤った認識をベースにしたのでは、既に進出した外国企業からの反発は免れないだろう。内国企業との平等をいうのであれば、外国人（企業）に対する「差別」の撤廃もいうべきであろう。

5. その他

電気、ガス、水道などの料金や電話代については、設置の際の手数料に若干違いがあるので、月々の使用料金は変わらない。またバスや地下鉄、タクシーの運賃も現在は同じ料金になっている。

IV 外国人料金の由来

このような料金設定がどのような根拠でなされているのであろうか。残念ながら根拠となる中国政府の公式な通達や命令といったものはみあたらない。以下に巷間で語られている幾つかの説を挙げてみたい。

1. 外貨兌換券の存在

1980 年 4 月 1 日から 1993 年 12 月 31 日までの 13 年にわたり、中国には通貨である人民元以外に「外貨兌換券」が流通していた。これは米ドルや日本円などの外貨を交換した際に受け取る「人民元と等価の」いうなれば「両替証明書」であった。厳密には「外貨兌換券」は通貨ではないのであるが、実態的には一つの国に 2 つの通貨が流通していたといつてもよいだろう。外貨兌換券には大変高い利用価値があった。それは外貨兌換券でしか買えない商品が数多く存在していたことである。原則として、輸入品は外貨兌換券でしか購入できなかった。外貨事情の厳しい状況では使用を制限するために必要な措置であったのだろう。

しかしこれによって本来 1 対 1 であるはずの兌換券と人民元の価値に差が生じることになった。兌換券に特別な利用価値があるのだから、市場経済原則にのっとればごく当たり前の現象である。1988 年頃筆者が上海に留学していた当時は 1 対 1.9 つまり兌換券 100 元に対して人民元は 190 元にまで高騰していた。もちろん法律違反なのだが、人民元と兌換券を交換したいという人には何人も出会った。

外貨兌換券の存在により、外国人は兌換券で支払うことが原則になっていた。1988 年当時、豫園の入口の料金表には FEC (Foreign Exchange Certificate) いくら、という表示があった。また食事をした場合の支払いもホテル内のレストランでは FEC が原則であって、人民元は受け取ってもらえないかった。町中の食堂では人民元も受け取ってもらえたが、中には兌換券欲しさから「人民元はダメ」というところもあった。

その後経済発展に伴い 1979 年にはわずか 8.4 億ドルにすぎなかった外貨準備も、1993 年には約 212 億ドルと約 25 倍になり、国家の為替政策の移り変わりに伴って外貨兌換券は 93 年 12 月 31 日をもって発行が止められた。(これを発表したのは 93 年 12 月 29 日、わずか 2 日前だった。) 当時兌換券と人民元の闇レートは 1 対 1.4 程度だった、ときく。これがそのまま「外国人料金」として残された、という説である。

しかしこの説では、兌換券が廃止された後に生じた格差は理解できるが、兌換券が使用されていた時代からあった「外国人料金」や 1.4 倍以上の格差がある状態を説明することができない。

2. 国家建設への貢献度の差

新中国は社会主义国家建設のため 1949 年にゼロからスタートした。全人民の血と汗で社会資本の建設を優先し、個人の富の蓄積は極わずかであった。つまり人民の所得は政策上、低い水準での平

等主義がとられてきたのである。そのかわりに、公共財の使用料金も同じように低く抑えられ、結果として収入と支出のバランスがとれるようになっていた。現存する社会資本は中国人民が刻苦奮闘して作り上げた財産なのである。それゆえ公共財の低い料金は中国人民のためのものであって、外国人にそのまま適用することはできない、外国人に対しては諸外国並の料金を適用すべきなのだ、という説。

50 年近く国家建設に励んできた歴史を思い、人民の手からなる公園に足を踏み入れる時には、この説も一理あるかとは思うが、諸外国からの借入やリースによって購入されたジェット機に乗る時なぜ料金が違うのか、全く納得ができない。

3. 外国人に対する意識

根本的に「外国人は金持ち、だから少しくらいお金を多く払っても大丈夫」という意識があるようだ。例えば 20 世紀初頭に英・仏・独・米など各国が市内を分割して租界をもっていた上海は、内国人と外国人の生活レベルの差が大きかった。このような歴史的要因もあるように思われる。

また日常の買い物でも値段に差が付けられることがよくある。例えば市場に買い物にいくとそこでは野菜や果物が地面に並べられている。当然値札はついておらず、重さもわからないので、値段の検討は全くつかない。こういう場合、上海市民であれば経験則に従ってだいたいの値段の検討をつけ、さらに品質をよく観察した上で、中国語でいう「討價還価」つまり値切り交渉をしっかりやって納得ずくで買い物をする。外国人だとこうはいかない。まず言葉の壁。それと経験。結局売り手のいいなりで、上海市民がきいたらあきれる程の値段で買うことになってしまうのである。

もちろん、このように外国人がよく事情を知らないことにつけてこんで小銭をかせぐ事例は中国に限らずどこの国ででもあることだ。(この点どん

な商品にでも正札がつけられ、定価で販売されている日本が珍しいとも言えるのかもしれない。)「とれるところからはとる」という意識が、二重の価格が設定された背景にあるのかもしれない。

(参考資料)

通産省通商政策局編「1996年版不公正貿易報告書」

池田美智子 著「ガットから WTO へ」

汪堯田 周漢民 主編「世界貿易組織総論」

劉秀山 陳永民 主編「世界貿易組織与中国外貿新体制 100 題」

V 外国人料金の将来

最近では、「外国人料金は徐々に廃止する。手始めに航空運賃については 97 年から同一運賃とする」という政策担当者の発言が報道されている。航空運賃との関連では、全国的に空港の施設使用料が昨年から同一料金になった。(全国一律 50 元に統一) また当地においては上海博物館の入場料が 10 月 12 日から同一料金となった。それまでは内国人 15 元、外国人 35 元であった。(但し外国人には各国言語による解説サービスが付属しており、このサービス分だけ高く設定されていた、と言えなくもない。しかしこのサービスはいらないから安くしろ、とは言えない強制的なものである) その他名所旧跡でも同一料金としているところが以前に比べて多くなっている。

他地域の例としては、経済特区である広東省深圳市において、改革・開放の加速と投資環境の改善のために同市の外資系企業と外国人に徐々に内国民待遇を与える旨が発表された。諸サービス料金の調整は 1997 年 7 月 1 日から実行する、とのことである。(96 年 8 月 23 日新華社発) このように内外格差は正の動きは確実に広がってきていくようだ。WTO 加盟に向けて撤廃が実現することを強く望むものである。ただ広い中国のこと、全国各地に浸透するにはしばらく時間を要することであろう。

かつての「外貨兌換券」がその使命を終えて中国の歴史の 1 コマとなったように、「外国人料金」も思い出話の 1 つになることを願いつつ、ここにその「実例」を記録に残すものである。